

# 「地域協創」の取組みと

## 多摩市自治基本条例の一部改正について

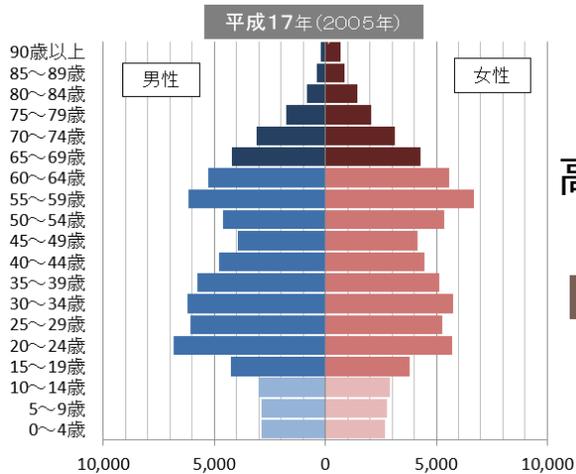
企画政策部企画課

市民自治推進担当

- ▶ 1 検討の背景
- ▶ 2 これまでの取組み
- ▶ 3 目指す地域社会
- ▶ 4 条例改正に向けて

# 1 検討の背景①

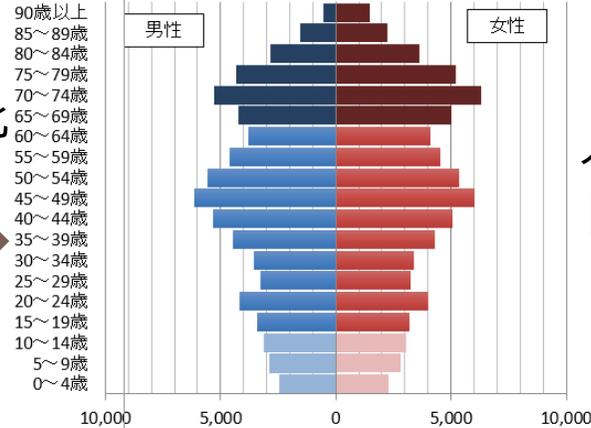
2005年(国勢調査)



高齢化率 15.8%  
人口 145,877人

2020年(国勢調査)

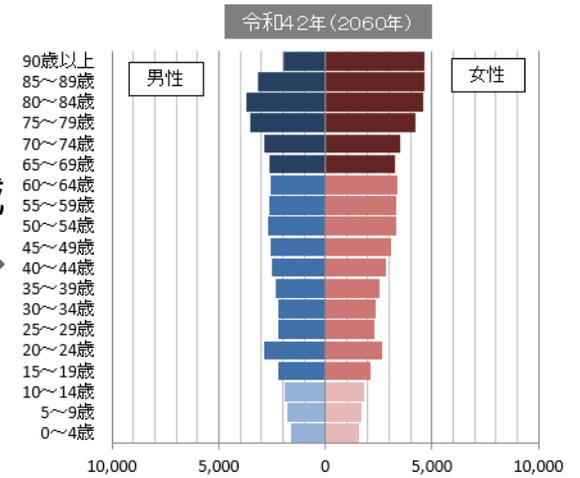
高齢化  
進行



高齢化率 29.0%  
人口 146,951人

人口減

2060年(社人研推計)



高齢化率 40.4%  
人口 105,969人

## 「多摩市自治基本条例」

2004年(平成16年)制定

⇒市民主体のまちづくり、市民と行政との協働によるまちづくりを推進

約20年



- ・高齢化の進行
- ・ライフスタイルや働き方の多様化 + ・コロナ禍
- ・地域が抱える課題の複雑化

第五次多摩市総合計画第3期基本計画

取り組むべき  
課題

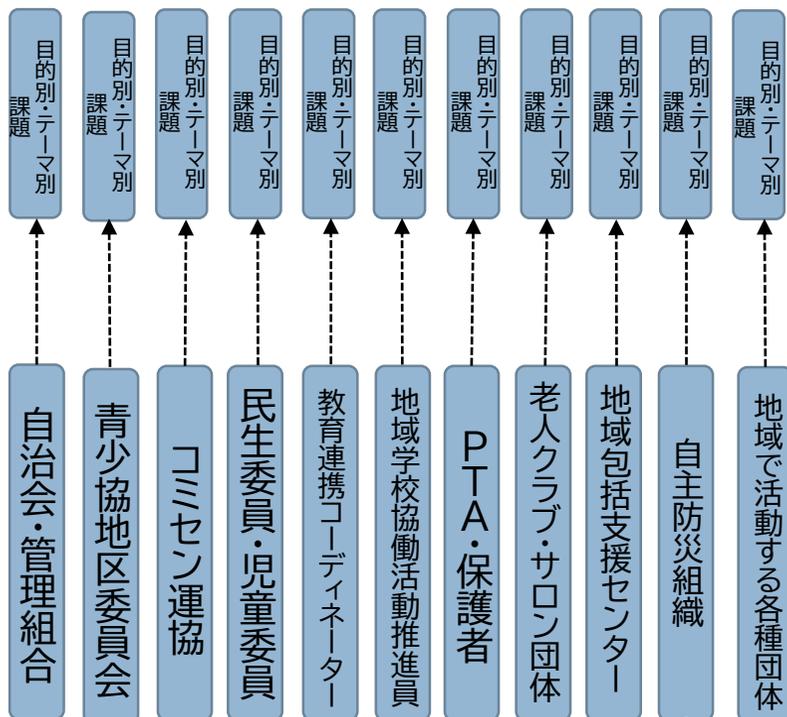
「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」

※国等でも同様の議論

# 1 検討の背景②

## 現状

行政：分野ごとに対応  
市民：リーダー層の重複・不足



## 将来

行政：横断的に対応  
市民：プレーヤー層の拡大・負担の低下

### 多様化・複雑化する地域課題



## 2 これまでの取り組み①

### 議 論

自治推進  
委員会

- (1) **市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり**について  
（（仮称）地域委員会の設置、地域担当職員の配置について）
- (2) **現役世代**の地域参加、行政への参画の促進について

### 4つの モデルエリア



#### 東寺方小エリア



参加しやすい場づくりに関して中央大学国際経営学部中村ゼミと共同研究

#### 東愛宕中エリア

拠点の開設に合わせて一般社団法人コミュニティネットワーク協会と協働



#### 諏訪中エリア



若者世代の参画に関して合同会社 MichiLab（多摩市若者会議）と協働

#### 青陵中エリア



### 実 践



## 2 これまでの取組み③

### 参加者目線のイメージ



## 2 これまでの取組み④

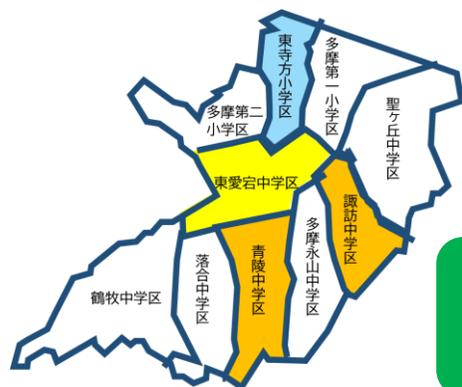
### 地域でのつながりづくりの主なメリット

#### ①ウェルビーイング観点

#### ②セーフティネット観点

#### ③持続可能性の観点

#### 参加者の声



世代間で価値観の違いを感じ、対話や交流の大切さを実感

普段出会わない人との会話から刺激を受けた。仕事にも活かそう

地域の歴史や活動を知り、愛着がわいた

あいさつのできる関係が増えた。いざというときにも頼れそう

「誰かがまちをつくってくれる」ではなく、普段は支えられる立場の自分でもできることで参加していきたい！

得意なことややりたいことを身の回りで実現できている人を知って、自分もやりたい！

普段関わらない多世代の多様な人と、普段考えない未来を語り合うことでいろいろな学びがあった

一緒に活動してくれる大学生や若い人がいることがわかった

#### しくみ・しかけづくりに向けて

地域を「支える」  
地域で活動する人・団体を応援する

地域を「つなぐ」  
地域で活動する人・団体が縦横につながる場・機会をつくる

地域の中で「掘り起こす」  
新たな地域人材を発掘・育成する



## 2 これまでの取組み⑥

### 審議会(自治推進委員会)での議論内容

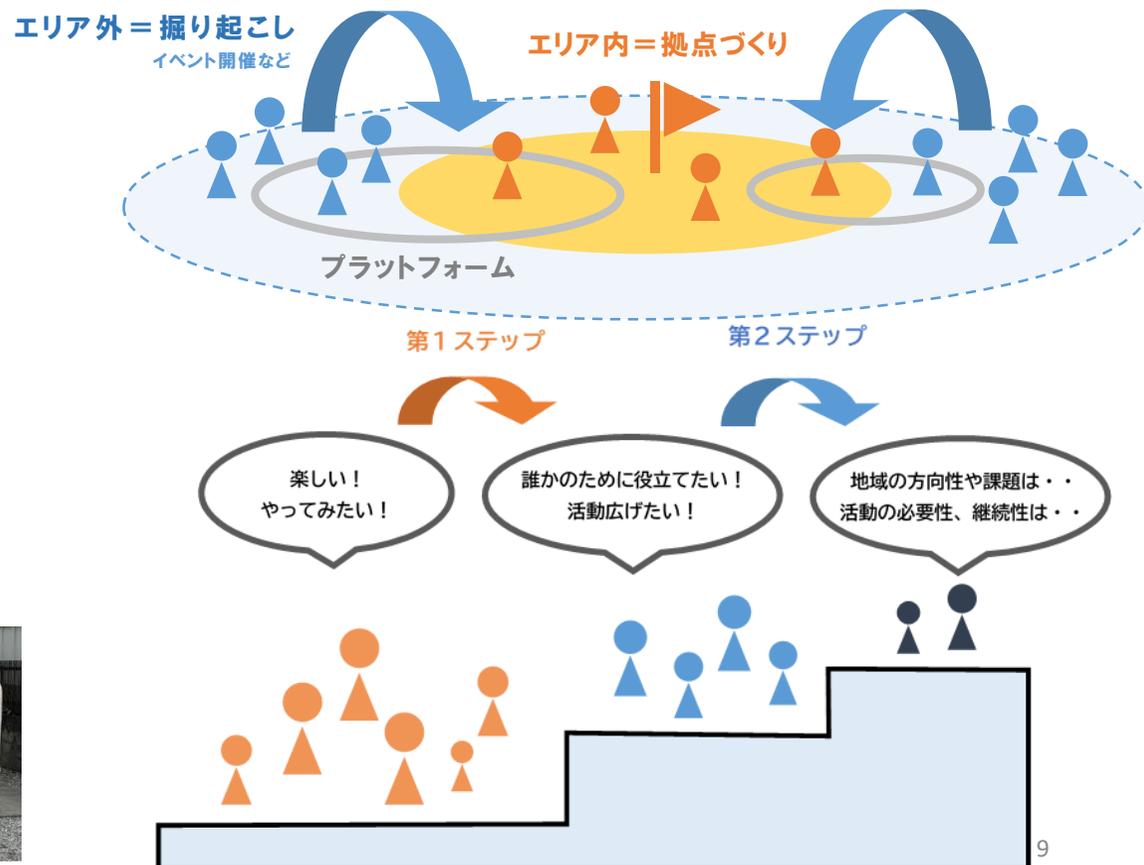
地域を「支える」  
地域で活動する人・団体を応援する

地域を「つなぐ」  
地域で活動する人・団体が縦横につ  
ながる場・機会をつくる

地域の中で「掘り起こす」  
新たな地域人材を発掘・育成する

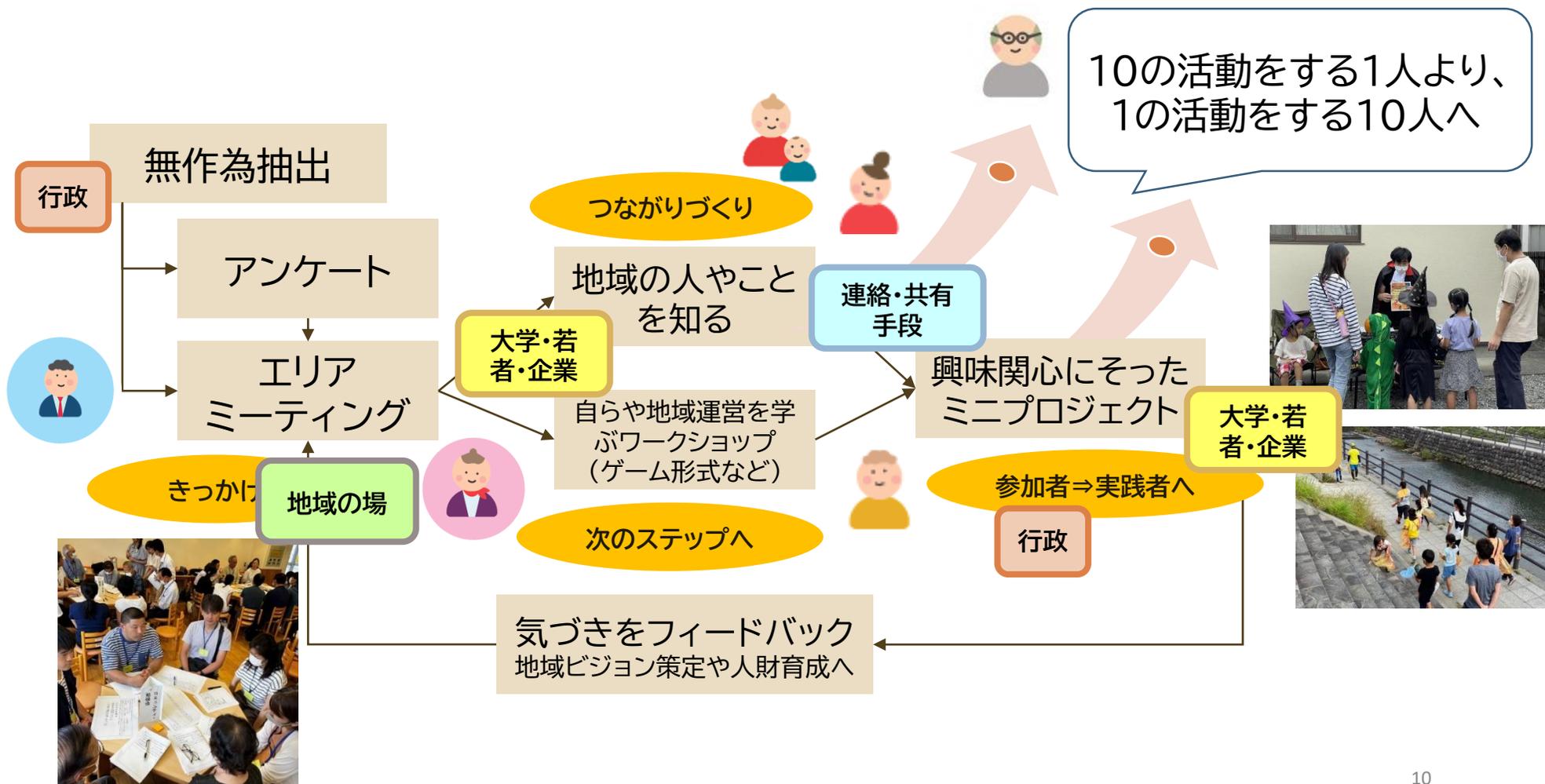
### 4つのテーマ

- ・ エリア性の位置づけ
- ・ 無関心層の「掘り起こし」から自治の推進へ
- ・ 中間支援組織の在り方
- ・ 地域担当職員の役割

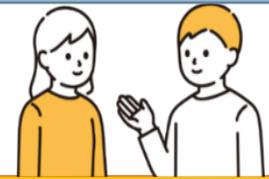


## 2 これまでの取組み⑦

### 実践している取組み



### 3 目指す地域社会①



#### 必要となる環境整備

##### 3つの柱

地域を「支える」  
地域で活動する人・団体を応援する

地域を「つなぐ」  
地域で活動する人・団体が縦横につながる場・機会をつくる

地域の中で「掘り起こす」  
新たな地域人材を発掘・育成する

職員体制

第三者支援

場・関係性

ツール

##### 4つのしくみ・しかけ

(仮)協創職員制度の導入

中間支援機能を担う団体  
による伴走支援

多活動マッチング型の  
地域プラットフォームづくり

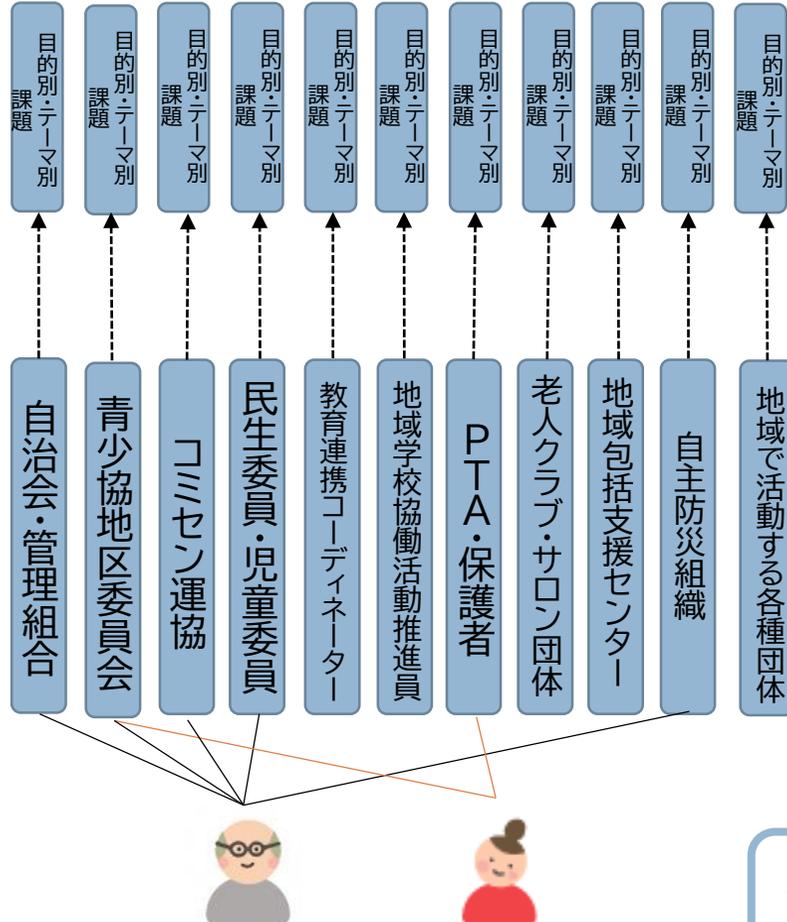
地域共助が可視化できる  
ツールの導入

### 3 目指す地域社会②

## 現状

行政：分野ごとに対応

市民：リーダー層の重複・不足

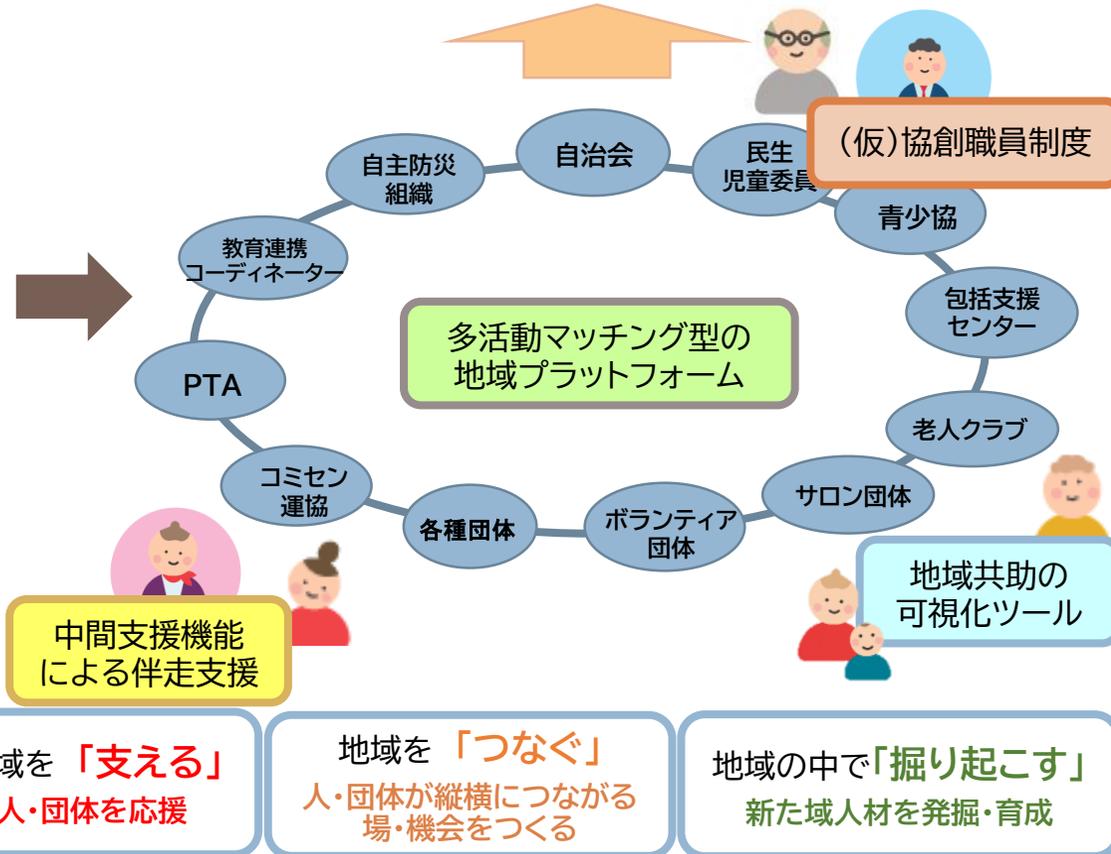


## 将来

行政：横断的に対応

市民：プレーヤー層の拡大・負担の低下

多様化・複雑化する地域課題



### 3 目指す地域社会③

「多摩市自治基本条例」  
に反映

■「参画」「協働」の先にある「協創」へ

実現したい状態

協創  
<Co-  
Creation>

様々な地域課題の解決  
新たなまちの魅力や地域の価値の創造

誰もがつながり合えるコミュニティの形成

多世代が参画

多分野での協働

市民、中間支援機能を担う団体など、様々な主体とともに行政を中心に整備に努めるしくみ・しかけ

しくみ  
しかけ

地域  
協創

3つの柱

地域を「支える」

地域を「つなぐ」

地域の中で「掘り起こす」

4つのしくみしかけ

(仮)協創職員制度の導入

中間支援機能を担う団体による伴走支援

多活動マッチング型の地域プラットフォームづくり

地域共助が可視化できるツールの導入

従来の行動

これまでの参画

- 参画できる世代が限定的
- 行政活動への参加が中心
- 広がりが出していない

これまでの協働

- 対象者ごと、分野・事業ごと
- 目の前の課題解決型
- 地域に負担感が出ている

## 4 条例改正に向けて①

多摩市自治基本条例(2004年8月施行)

市民案をもとに、  
行政案・議会修正を経て

このまちをより暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために…

前  
文

- 1 一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合う
- 2 誰もがまちづくりに参画することによって、  
私たちのまちの自治を推進する
- 3 それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される

自治基本条例は、多摩市の  
最高規範(第2条)  
→私たちのまちの自治につ  
いて、最も基本的な理念及  
び行動原則を定める

「市民」の定義(第3条)

- ・市内に居住する人
- ・市内で働く人
- ・市内で学ぶ人
- ・市内で事業を営む人、活動する自治会や管理組合、NPO団体や任意の団体

「参画」と「協働」

(第3条、第21・22条)

参画…市民がまちづくりに主体的に参加・行動すること  
協働…市民、議会、行政がそれぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動すること。

## 4 条例改正に向けて②

### 第3条（定義）追加



協創 多世代にわたる参画、多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることをいいます。

### 第28条 新規

市の執行機関は、協創の実現に向け、多世代にわたる参画、多分野における協働が創出され、誰もがつながり合えるコミュニティが形成されるよう、必要な環境整備に努めなければなりません。



## 4 条例改正に向けて③

協創セミナー・  
協創講座

パブリック  
コメント

条例改正

**12月18日～1月18日**

手続き詳細は、HPの他、本日チラシをご用意



多摩市企画政策部企画課

TEL:042-338-6813 FAX:042-337-7658